

平成27年 2 月 16 日提出

熊本市火災予防条例の一部改正について

熊本市火災予防条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市火災予防条例の一部を改正する条例

熊本市火災予防条例（昭和37年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第47条の次に次の1条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第47条の2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれらに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附則第7項中「この条例」を「熊本市火災予防条例の一部を改正する条例（平成26年条例第19号）」に改める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

（山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う経過措置）

8 平成27年4月1日前に旧山鹿植木広域行政事務組合火災予防条例（昭和48年条例第9号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

9 旧鹿本郡植木町の区域に存する厨房設備に附属する排気ダクトで、平成27年4

月 1 日において既に設置され、又は設置の工事に着手されていたもののうち、熊本市火災予防条例の一部を改正する条例（平成 27 年条例第 号）による改正後の熊本市火災予防条例（以下「平成 27 年改正条例」という。）第 3 条の 4 第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定に適合しないものに係る構造及び管理の基準については、これらの規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例による。

10 旧鹿本郡植木町の区域に存する個室型店舗で、平成 27 年 4 月 1 日において現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分のうち、平成 27 年改正条例第 37 条の 3 の規定に適合しないものに係る管理の基準については、同条の規定は、平成 28 年 3 月 31 日までの間、適用しない。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 7 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（提出理由）

違反対象物に係る公表制度及び山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う経過措置等を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。